2024年度「エス・シー・ビー育英会」奨学生募集要項

(学部・大学院)

一般財団法人 エス・シー・ビー育英会

- 1 資 格 次の条件を満たしている方を対象とします。
 - (1) 2024年4月1日現在、大学(学部・大学院)に在学していること。
 - (2) 原則として化学に関する分野を専攻していること (応用化学、物質科学、天 然物化学、材料科学、物理化学、生物学、薬学、農芸化学等)
 - (3) 学業優秀、品行方正、明朗闊達な者
 - (4) 学長、学部長、学科長または指導教官等の推薦があること
 - (5) 日本国籍を有すること
 - (6) 他の奨学団体からの給付については条件なし
- 2 募集人員 本年度指定校 若干名
- 3 募集および貸与内容

	1次募集	2次募集	3 次募集	4 次募集	
貸与額	学部:月額3万円,大学院:月額5万円				
募集締切	2024年5月17日	2024年8月19日	2024年11月15日	2025年2月14日	
	(金) 必着	(月) 必着	(金) 必着	(金) 必着	
貸与期間	正規の最短修業年限とします (毎年4月に継続採用審査あり)				
	4月に遡って給付	7月に遡って給付	10月に遡って給付	1月に遡って給付	
給付方法	① 原則として、毎月初旬に給付いたします				
	② 給付は当育英会指定の銀行に振り込みといたします				
	初回は4~7月分	初回は7~10月	初回は10~1月	初回は1~4月分	
	を採用決定後にお	分を採用決定後に	分を採用決定後に	を採用決定後にお	
	振込いたします	お振込いたします	お振込いたします	振込いたします	
返還義務	返還義務があります(無利息で返還期間:最長10年、貸与期間が1年以				
	内の場合は返還期間:最長5年)				
返還免除	① 傷病その他やむを得ない事由の発生により返還が困難なもの				
② 給付終了後、大阪有機化学工業(株)に入社				二入社し、社員として5年以上業務	
	に精励した者				
結果の通知	6月中旬	9月中旬	12月中旬	3月中旬	
備考			※修業最終学年の者を除く		

4 応募方法 以下の書類を学校経由で当財団までご提出願います。

なお、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください

- (1) 奨学生願書[所定様式](収入状況が証明できる書類を添付)
- (2) 推薦書(学長、学部長、学科長または指導教官)
- (3) 履歴書(顔写真貼付)
- (4) 在学証明書
- (5) 学業成績証明書(直近のもの)
- (6) 個人情報等の取り扱いに関する同意書
- *応募書類は当財団ホームページからでもダウンロードできます。http://www.scbss.net
- *応募者の個人情報については、採用審査及び奨学金給付手続き以外の目的に使用することはありません。
- *返還免除時所得税が課税される場合があります。その場合は本人負担となります。
- 5 選考と通知 奨学生の採用は、当財団の所定の手続きを経て決定します。

結果の通知は学校を経由して本人に通知いたします。

採用決定後、返還誓約書および住民票等付帯書類をご提出いただいた後、給付開始 いたします。

返還誓約書は当財団ホームページより書類用紙をダウンロードしご利用ください。

6 注意事項 提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、採用を取消、給付金の返還を求めることがあります。

内容の詳細については、HPより、当財団育英会規定をご確認の上ご応募ください。

以上

《お問い合わせ先》

〒541-0052 大阪市中央区安土町 1-8-15 (野村不動産大阪ビル 11 階)

大阪有機化学工業株式会社 内

一般財団法人 エス・シー・ビー育英会(目片)

TEL: 06-6264-5071

HP: http://www.scbss.net

一般財団法人エス・シー・ビー育英会 育英規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人エス・シー・ビー育英会定款に基づき、奨学金の貸与または給与について必要な事項を定めたものである。

第二章 奨学生

(奨学金)

第2条 本会が貸与する学資を奨学金と言い、奨学金を受ける学生、生徒を奨学生という

(奨学生の資格)

- 第3条 奨学金を受ける者は次の各号に該当するもので、しかも学資の支弁が困難と認め られるものでなければならない。
 - (1) 高校・高等専門学校・大学または大学院に在学し、原則として化学に関わる 専攻をする者
 - (2) 品行方正、学業優秀、明朗闊達な者
 - (3) 日本国籍を有する者

(奨学金を受ける手続き)

- 第4条 奨学金を受けようとするものは、奨学生願書に次の書類を添え、学校長、あるいは 学部長を経て願い出なければならない。
 - (1) 学校長、学長、学部長、学科長または指導教官等の推薦調書
 - (2) 最近の学業成績証明書
 - (3) 人物調書 (履歴書)
 - (4) 願書および願書に伴う添付資料

(奨学生の決定)

第5条 選考委員会は、前条に掲げる書類により奨学生を選考し決定する。ただし、必要と 認めた場合は筆記試験及び口答試問を行うことがある。

選考結果は、合否に関わらず文書で学校へ報告する。

2. 奨学生の決定に当たっては、理事会選任の選考委員(5名以上10名未満)の3分の2以上の出席を必要とし、過半数により決定するものとする。

(奨学金)

第6条 奨学金は次の金額とする。

(1)高等学校生徒月額 10,000 円(2)高等専門学校学生月額 15,000 円(3)大学学部学生月額 30,000 円(4)大学院学生月額 50,000 円

(奨学金の貸与および給与)

- 第7条 前条の奨学金の貸与および給与の区分は、次の各号に該当する者について理事会 で審議決定する。
 - (1) 卒業後返済することが困難とおもわれる者
 - (2) 家庭の事情その他の事由により理事会が返済を要しないと認めた者
 - (3) 奨学金の貸与終了後、大阪有機化学工業(株)に入社し、従業員として5年以上継続して業務に精励した者
 - 2. 前項の理事会は、奨学金の貸与が終了した奨学生を対象として毎年1回開催する。

(貸与または給与の期間)

第8条 奨学金の貸与期間は、原則として在学する学校の正規の最短就学期間とする。

(返還誓約書の提出)

第9条 第5条により奨学生として決定されたものは、連帯保証人連署の上、返還誓約書を学校長または学部長を経て当会代表理事に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金の交付は、原則として当育英会が指定する金融機関に開設した預金口座に 毎月振り込む方法により行う。

(修学調査)

- 第 11 条 奨学生の修学状態、素行、健康等については、学校長、学部長または指導教官に依頼して定時又は随時に通報を求める。
 - 2. 奨学生は、毎学年末終了後に成績証明書および貸与継続願いを提出しなければならない。

(異動届)

第12条 奨学生は次の場合には学校長、学部長を経て当会代表理事に届け出しなければな らない。

ただし、本人が傷病その他やむを得ない事由で届け出ることができないときは、連 帯保証人が代わって届けなければならない。

- (1) 進級した時又は現級留となったとき
- (2) 傷病のため 4 週間以上学校を欠席したとき
- (3) 休学、復学、転学または退学したとき
- (4) 学校その他から賞罰を受けたとき
- (5) 本人並びに連帯保証人の氏名、身分、住所、その他重要な事項に異動があったとき

第三章 奨学金の返還、停止および返納

(奨学金の返環)

- 第13条 奨学金はその貸与が終了して1か年を経過したのち、最長10年以内に年賦、半年 賦または月賦により返還しなければならない。また、割賦方法は二つを併用するこ ともできる。ただし、割賦金の額は年額にして貸与を受けた奨学金の10分の1を 下ってはならない。
 - 2. 貸与を受けた奨学金は無利息とする。
 - 3. 奨学金の貸与が終了した時は、奨学金の返還計画明細書を連帯保証人連署の上、当会代表理事に提出しなければならない。
 - 4. 奨学金の返還を怠ったときは、連帯保証人がその責を負うものとする。

(奨学金の停止)

- 第14条 奨学生が次の各号の一に該当する場合に奨学金の給付を停止する。すでに給付した金額を第13条に準じて返還させる。
 - (1)優秀学生としての資格を失ったとき
 - (2) 傷病のため成業の見込みがないとき
 - (3) 所定外の学科に履修を変更したとき
 - (4) 休学または退学したとき
 - (5) 給付を辞退したとき

(返還猶予、免除)

- 第15条 傷病その他やむを得ない事由のため奨学金の返還が困難な場合は、その事情を考慮して相当期間返還を猶予し、もしくは一部の返還を免除することがある。
 - 2. 奨学生、又は奨学生であったものが死亡、もしくは心身の障がいによりその奨学金の返還が不能になった場合は連帯保証人又は遺族からの願い出により奨学金の全部または一部の返還を免除する。
 - 3. 奨学生が大阪有機化学工業(株)に入社し職務に精励し、その勤続が5年未満の場合はその間返還を猶予し、5年以上の勤続で返還を免除する。また、5年以内に離職した場合は、その事情を考慮してその一部を免除することがある。
 - 4. 返還免除により税制上の課税対象となる場合は、対象となる本人が負担するものとする。

(例外条項)

第16条 上記項目に該当しない事例が発生した場合は、理事会を開催し、対応を協議する。

(規程の制定および改廃)

第17条 本規程の制定及び改廃は理事会の決議によって行うものとする。

制定改定履歴

新規制定: 2016年1月30日 改定: 2018年12月26日 2023年12月11日